



2026年3月25日

各 位

会 社 名	株式会社 千葉銀行
代表者名	取締役頭取 米本 努 (コード番号：8331 東証プライム)
会 社 名	株式会社 千葉興業銀行
代表者名	取締役頭取 梅田 仁司 (コード番号：8337 東証プライム)

株式会社千葉銀行と株式会社千葉興業銀行の 共同持株会社設立（共同株式移転）に関する最終契約締結について

株式会社千葉銀行（取締役頭取 米本 努、以下「千葉銀行」といいます。）と株式会社千葉興業銀行（取締役頭取 梅田 仁司、以下「千葉興業銀行」といい、千葉銀行と千葉興業銀行を併せ、以下「両行」といいます。）は、2025年9月29日に両行間で合意した基本合意書に基づき、両行の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）について協議を進めてまいりましたが、本日開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、共同株式移転の方式により2027年4月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって両行の完全親会社となる「株式会社ちばフィナンシャルグループ」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、並びに共同持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、本日、両行間で経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本株式移転に係る株式移転計画書（以下「本株式移転計画書」といいます。）につきましては、2026年9月30日に作成することを予定しております（詳細は、下記2.（1）「本株式移転の日程」をご参照ください。）。

記

1. 本経営統合の概要

(1) 本経営統合の経緯

両行は、2025年9月29日付プレスリリース「株式会社千葉銀行と株式会社千葉興業銀行の経営統合に関する基本合意について」において既にお知らせしたとおり、2027年4月1日を目処に株式移転の方式による共同持株会社を設立することに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

両行は、共に千葉県に本店を置く地域金融機関として、地域の課題解決並びに地域の持続的成長に貢献することを存在価値と捉え、千葉銀行は「一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする」を、千葉興業銀行は「いちばん近くで、い

ちばん先まで。千のしあわせを、興そう。」をパーパスに掲げて、それぞれが、又は時に両行で連携しながら様々な地域施策に取り組んでまいりました。

千葉県は首都圏に位置し、都心への良好なアクセスや豊富な雇用機会、成田空港周辺の開発による国際的なビジネス拠点化、さらには首都圏中央連絡自動車道（圏央道）などの交通網の整備も進み、人流・物流がますます活発化しています。また、千葉県は県内総生産、商業、工業、農業、さらには水産業においても全国トップレベルを誇り、豊かな自然環境や温暖な気候を生かした観光資源の活用も進んでおります。

他方で、お客さまの価値観が複雑に多様化し、行動様式も大きく変化しており、また、デジタル技術の進展、サステナビリティへの関心の高まり、原材料の価格高騰・人手不足の深刻化など社会構造が大きく変化しており、地域社会のニーズや解決すべき課題は多様化、複雑化しています。

さらには、これまで長らく続いてきた金融緩和の方針が大きく見直され、「金利のある世界」の到来により金融分野における競争が一層激化することが予想されます。加えて、生成AIをはじめとした技術革新のスピードは速く、金融分野にビジネス機会を見いだす異業種の参入も相次いでおり、事業環境は急速に変化しています。

こうした事業環境の変化を踏まえ、両行は、将来にわたり地域経済及びお客さまに対して安定的かつ高度な金融サービスを提供し続けるためには、経営基盤の更なる強化が不可欠であるとの共通認識を深めてまいりました。

統合準備委員会においては、これまで以上にお客さまや地域の持続的な成長に貢献していくため、また、複雑化している地域課題の解決に向けて貢献していくため、同じ千葉県を地域基盤とする両行の本経営統合が千葉県経済の更なる発展並びに両行のパーパスの実現及び企業価値向上の実現に資すると判断し、本日、共同持株会社設立による経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

(2) 本経営統合の目的

本経営統合は、千葉県並びに首都圏に顧客基盤を有している両行が統合することにより、地域の新たな銀行グループへとステップアップを目指すものです。

本経営統合では、相互の事業運営の自主性及び自立性を最大限尊重し、「信頼と尊重の2ブランドによる地域金融力の強化」の実現に向けて取り組んでまいります。お客さまのニーズや解決すべき課題が多様化・複雑化している昨今の経営環境下において、両行それぞれが持つお客さまとの信頼関係や、両行の自主性を活かした協業関係の深化、両行それぞれが強みとする商品・サービスやノウハウの相互活用、また、顧客基盤が拡充される中で両行の経営資源の相互活用を通じて、生産性や効率性を追求しながら、お客さまに提供するソリューションを高度化・多様化することで、お客さまや地域にこれまで以上の顧客体験・付加価値を提供してまいります。

また、金融サービスの技術革新や異業種からの参入により、サービスの利便性向上における金融分野の競争環境は厳しさを増している中、価値創造分野や専門分野への対応を可能にする多様な人材の確保が必要と考えております。信頼と尊重の精神に則り、両行の経営資源の共有、知識・経験・ノウハウの共有による人材育成を通じて、両行のプロフェッショナル人材を確保していくことに加えて、従業員に対して新たな成長の機会を創出し、従業員一人ひとりが最大限に能力を発揮し、自分らしく輝くことができる体制を構築してまいります。

さらには、お客さまに安心安全にご利用いただくための金融犯罪等対策やサイバーセキュリティ対策などレジリエンスの強化が一層重要となる中、金融インフラを

提供している責任はこれまで以上に重大であると強く認識し、安定的かつ健全な地域金融システムの維持・発展に貢献していくことが社会的使命と考えております。千葉県内における両行の強みやネットワークを相互に補完し合い、健全に機能している地域金融システムの継続及び更なる強化により、地域経済の安定性を確保することで地域社会の持続可能な発展に貢献してまいります。

(3) 本経営統合により見込まれる相乗効果（シナジー）

千葉銀行は 2015 年に発足した TSUBASA アライアンス、2016 年に発足した千葉・武蔵野アライアンス、2019 年に発足した千葉・横浜パートナーシップ、2022 年に開始したソニー銀行株式会社との業務連携などを通じ、営業・システム事務・デジタル活用をはじめとした様々な領域において先進的なアライアンス戦略に取り組んでまいりました。

千葉興業銀行はデジタル化を連携・協働して進めていくことを目的に 2018 年 5 月に発足したフィクロス・パートナーシップや、千葉興業銀行を含む地方銀行 13 行が参加する地銀共同センターにおける勘定系システム基盤の構築を通じた経営資源の戦略的集中など、多様な他行連携のノウハウを蓄積しております。

このようなアライアンス・他行連携の経験・ノウハウも活用し、両行は本経営統合の目的を早期に達成し、地域経済の持続的成長への貢献、企業価値の最大化を実現すべく、以下の相乗効果を見据えた具体的施策を進めてまいります。

① お客さまや地域にこれまで以上の顧客体験を提供

これまで両行が千葉県を基盤に培ってきたお客さまとのリレーションシップやノウハウ、情報などを相互に活用することによる営業力強化及びチャネル拡大に加えて、お客さまのニーズや課題への対応力を強化することによる商品・サービスの高度化・多様化を通じて、お客さまや地域にこれまで以上の顧客体験・付加価値を提供し、その結果として両行のトップライン収益の更なる拡大を目指します。

② 経営資源の共有・全体最適による効率化

本部重複機能の最適化やバックオフィス業務の共同化に加え、両行は、基幹系システムの統合に向けて、より効率的なシステム構築の協議・検討を進めております。これらの取り組みなどを通じてコスト削減を実現するとともに、両行の経営資源の成長領域への投入、知識・経験・ノウハウの活用による新たな事業領域への参入を通じて、更なる成長を目指します。

2. 本株式移転の要旨

(1) 本株式移転の日程

2025 年 9 月 29 日（月）	基本合意書の締結（両行）
2026 年 3 月 25 日（水）（本日）	本経営統合契約書の締結に係る取締役会決議及び本経営統合契約書の締結（両行）
2026 年 9 月中旬（予定）	臨時株主総会に係る基準日の公告日 （千葉銀行） 臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に係る基準日の公告日（千葉興業銀行）

2026年9月30日(水) (予定)	本株式移転計画書の作成に係る取締役会決議及び本株式移転計画書の作成(両行) (注1)
2026年9月30日(水) (予定)	臨時株主総会に係る基準日(千葉銀行) 臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に係る基準日(千葉興業銀行)
2026年12月23日(水) (予定)	本株式移転計画承認に係る臨時株主総会(千葉銀行) 本株式移転計画承認に係る臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会(千葉興業銀行)
2027年3月30日(火) (予定)	株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)上場廃止日(両行)
2027年4月1日(木) (予定)	共同持株会社設立登記日(効力発生日)及び同社株式上場日

(注1) 本株式移転計画書については、2026年9月30日に作成する予定です。共同持株会社の設立時代表取締役以外の設立時取締役の氏名は、本株式移転計画書の作成時に決定することを予定しておりますが、本株式移転に係る諸条件につき、本プレスリリースに記載の内容から変更の予定はございません。なお、共同持株会社の設立時の代表取締役については、下記5.(4)「代表者及び役員 の就任予定」をご参照ください。

(注2) 今後手続きを進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行で協議の上、日程を変更する場合があります。

(2) 本株式移転の方式

両行を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

①普通株式

会社名	千葉銀行	千葉興業銀行
株式移転比率	1	1

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

千葉銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、千葉興業銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたしま

す。但し、上記株式移転比率は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上で変更することがあります。

(注2) 共同持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて
共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。

なお、本株式移転により1単元(100株)未満の共同持株会社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能とする予定です。

(注3) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数(予定)
普通株式 867,743,132株

千葉銀行の発行済普通株式総数805,521,087株(2025年12月31日時点)、千葉興業銀行の発行済普通株式総数62,222,045株(2025年12月31日時点)に基づいて算出しております。但し、両行は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する可能性があり、共同持株会社が発行する上記新株式数は変動することがあります。なお、上記新株式数に千葉興業銀行の第2回第六種優先株式の株主及び第2回第七種優先株式の株主に対して交付する共同持株会社の普通株式の数は含まれておりません。

②第2回第六種優先株式

千葉興業銀行の第2回第六種優先株式における株式移転については、変動性株式移転比率方式を採用しております。変動性株式移転比率方式とは、本経営統合契約書の締結を両行の取締役会が決議した日(以下「株式移転決定時」といいます。)に千葉興業銀行の第2回第六種優先株式価値を確定し、千葉興業銀行の第2回第六種優先株式1株につき対価として交付される共同持株会社の普通株式の割当株式数を、効力発生日の直前の一定期間における千葉銀行の普通株式の平均株価を基に決定するものであります。

千葉興業銀行の第2回第六種優先株式における株式移転においては、共同持株会社は、両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における千葉興業銀行の第2回第六種優先株式の株主に対し、千葉興業銀行の第2回第六種優先株式に代わり、その所有する千葉興業銀行の第2回第六種優先株式の数に、以下の算式により算出される株式移転比率を乗じて得た数の共同持株会社の普通株式を割り当てます。

株式移転比率 = 20,000円 / 千葉銀行の普通株式の平均株価

(注1) 株式移転比率の計算方法

株式移転比率は、小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入いたします。なお、千葉銀行の普通株式の平均株価は、効力発生日前に必要とされる事務対応期間を設け、東京証券取引所プライム市場における2027年3月5日から同月18日までの10取引日の間の各取引日（但し、取引が行われなかった日は除きます。）の千葉銀行の普通株式1株当たりの終値の単純平均値（小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入いたします。）といたします。

(注2) 株式移転により共同持株会社が交付する株式の数

共同持株会社は、千葉興業銀行の第2回第六種優先株式の株主の所有する千葉興業銀行の第2回第六種優先株式数の合計数に、上記株式移転比率を乗じて得た数の共同持株会社の普通株式を交付します。本株式移転により、千葉興業銀行の第2回第六種優先株式の株主に交付される共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注3) 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により単元未満株式の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能とする予定です。

通常の株式移転においては、株式移転計画書締結・公表時（以下「公表時」といいます。）に、株式移転比率、及び株式移転完全子会社の株主に対して対価として交付される株式移転設立完全親会社の株式数を確定いたします。そのため、公表時においては、株式移転完全子会社の株主が最終的に株式移転の効力発生日において所有することとなる株式移転設立完全親会社株式に係る価値までは確定せず、公表時から株式移転の効力発生日の間における株式移転完全子会社株式の株価動向によって変動することとなります。それに対して変動性株式移転比率方式では、公表時に、株式移転完全子会社株式に係る公正価値を確定し、これを株式移転の効力発生日の直前の一定期間における一方の株式移転完全子会社株式の平均株価で除する方法により、株式移転完全子会社株式1株につき対価として交付される株式移転設立完全親会社の株式数を決定いたします。これにより、株式移転完全子会社の株主は、株式移転の効力発生日直前の市場価格ベースで、株式移転完全子会社株式の公正価値に相当する株式移転設立完全親会社の普通株式を受領することができます。そのため、株式移転計画書の締結日直前の市場価格ベースで株式移転完全子会社の株主が受領する株式移転設立完全親会社株式の数を決定する通常の株式移転と比べて、株式移転完全子会社の株主が株式移転の効力発生日において所有することとなる株式移転設立完全親会社株式に係る価値が、株式移転の効力発生日までの間の株価動向によって変動する期間が短縮され、株式移転完全子会社株式に係る価値と近似することが見込まれます。両行は、これらの特徴を検証した上で、千葉興業銀行の第

2回第六種優先株式について、千葉興業銀行が、一定期間後、第2回第六種優先株式1株につき、その払込金額相当額（20,000円）の金銭を対価として取得できる取得条項が付されている非上場株式であることも踏まえ、いずれが最適な方式かを慎重に協議した結果、千葉興業銀行の第2回第六種優先株式の株主が最終的に効力発生日において所有することとなる共同持株会社の普通株式に係る価値を、上記の千葉興業銀行の第2回第六種優先株式の評価額（1株当たり20,000円）に近似させることが適切であると判断し、最終的に変動性株式移転比率方式を採用することにいたしました。

③第2回第七種優先株式

千葉興業銀行の第2回第七種優先株式における株式移転については、変動性株式移転比率方式を採用しております。変動性株式移転比率方式とは、株式移転決定時に千葉興業銀行の第2回第七種優先株式価値を確定し、千葉興業銀行の第2回第七種優先株式1株につき対価として交付される共同持株会社の普通株式の割当株式数を、効力発生日の直前の一定期間における千葉銀行の普通株式の平均株価を基に決定するものであります。

千葉興業銀行の第2回第七種優先株式における株式移転においては、共同持株会社は、基準時における千葉興業銀行の第2回第七種優先株式の株主に対し、千葉興業銀行の第2回第七種優先株式に代わり、その所有する千葉興業銀行の第2回第七種優先株式の数に、以下の算式により算出される株式移転比率を乗じて得た数の共同持株会社の普通株式を割り当てます。

株式移転比率＝500,000円/千葉銀行の普通株式の平均株価

（注1） 株式移転比率の計算方法

株式移転比率は、小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入いたします。なお、千葉銀行の普通株式の平均株価は、効力発生日前に必要とされる事務対応期間を設け、東京証券取引所プライム市場における2027年3月5日から同月18日までの10取引日の間の各取引日（但し、取引が行われなかった日は除きます。）の千葉銀行の普通株式1株当たりの終値の単純平均値（小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入いたします。）といたします。

（注2） 株式移転により共同持株会社が交付する株式の数

共同持株会社は、千葉興業銀行の第2回第七種優先株式の株主の所有する千葉興業銀行の第2回第七種優先株式数の合計数に、上記株式移転比率を乗じて得た数の共同持株会社の普通株式を交付します。本株式移転により、千葉興業銀行の第2回第七種優先株式の株主に交付される共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

（注3） 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により単元未満株式の割当てを受ける両行の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規

定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第 1 項及び共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の所有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能とする予定です。

通常の株式移転においては、公表時に、株式移転比率、及び株式移転完全子会社の株主に対して対価として交付される株式移転設立完全親会社の株式数を確定いたします。そのため、公表時においては、株式移転完全子会社の株主が最終的に株式移転の効力発生日において所有することとなる株式移転設立完全親会社株式に係る価値までは確定せず、公表時から株式移転の効力発生日の間における株式移転完全子会社株式の株価動向によって変動することとなります。それに対して変動性株式移転比率方式では、公表時に、株式移転完全子会社株式に係る公正価値を確定し、これを株式移転の効力発生日の直前の一定期間における一方の株式移転完全子会社株式の平均株価で除する方法により、株式移転完全子会社株式 1 株につき対価として交付される株式移転設立完全親会社の株式数を決定いたします。これにより、株式移転完全子会社の株主は、株式移転の効力発生日直前の市場価格ベースで、株式移転完全子会社株式の公正価値に相当する株式移転設立完全親会社の普通株式を受領することができます。そのため、株式移転計画書の締結日直前の市場価格ベースで株式移転完全子会社の株主が受領する株式移転設立完全親会社株式の数を決定する通常の株式移転と比べて、株式移転完全子会社の株主が株式移転の効力発生日において所有することとなる株式移転設立完全親会社株式に係る価値が、株式移転の効力発生日までの間の株価動向によって変動する期間が短縮され、株式移転完全子会社株式に係る価値と近似することが見込まれます。両行は、これらの特徴を検証した上で、千葉興業銀行の第 2 回第七種優先株式について、千葉興業銀行が、一定期間後、第 2 回第七種優先株式 1 株につき、その払込金額相当額（500,000 円）の金銭を対価として取得できる取得条項が付されている非上場株式であることも踏まえ、いずれが最適な方式かを慎重に協議した結果、千葉興業銀行の第 2 回第七種優先株式の株主が最終的に効力発生日において所有することとなる共同持株会社の普通株式に係る価値を、上記の千葉興業銀行の第 2 回第七種優先株式の評価額（1 株当たり 500,000 円）に近似させることが適切であると判断し、最終的に変動性株式移転比率方式を採用することにいたしました。

(4) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式移転に際し、千葉興業銀行が発行している各新株予約権については、当該新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、基準時における各新株予約権者に対し、その所有する各新株予約権に代わる共同持株会社の新株予約権を割当交付いたします。なお、千葉銀行は新株予約権を発行しておらず、両行は、新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 共同持株会社設立前の基準日に基づく両行の配当等について

両行は、千葉銀行が、2027 年 3 月期において、当該事業年度の配当性向を 40% 以上とする方針に基づき、剰余金の配当を行い、配当予想を公表することができ、必要資本水準のレンジ内で機動的に自己株式の取得を行うことができる。

千葉興業銀行が、2027年3月期において、その普通株式1株当たり年20円を限度として、剰余金の配当を行い、配当予想を公表することができ、その優先株式について、当該優先株式の内容に従い、剰余金の配当を行い、配当予想を公表することができる。

3. 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記、1.「本経営統合の概要」に記載のとおり、両行は、2025年9月29日に両行の間で合意した経営統合の検討に関する「基本合意書」に基づき、2027年4月1日を目処に株式移転の方式により共同持株会社を設立し経営統合を行うことに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

千葉銀行は、下記3.（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、千葉銀行の第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選定の上、本株式移転に関する検討を開始し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券からの分析結果及び長島・大野・常松法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記2.（3）「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

一方、千葉興業銀行は、下記3.（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、千葉興業銀行の第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業をそれぞれ選定の上、本株式移転に関する検討を開始し、みずほ証券からの分析結果及び西村あさひ法律事務所・外国法共同事業からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記2.（3）「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両行の市場株価、財務の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるという判断に至り、本日開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

(2) 算定に関する事項

①普通株式

(ア) 算定機関の名称及び両行との関係

千葉銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、両行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

なお、本株式移転に係る三菱UFJモルガン・スタンレー証券に対する報酬には、本株式移転の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、千

葉銀行は、同種事案における一般的な実務慣行を勘案すれば、本株式移転の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記報酬体系により三菱UFJモルガン・スタンレー証券を第三者算定機関として選定しております。

千葉興業銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるみずほ証券は千葉銀行の関連当事者には該当しません。みずほ証券、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）及びみずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」といいます。）は、千葉興業銀行の株主たる地位を有しておりますが、本株式移転に関して利益相反に係る重要な利害関係を有していません。みずほ証券によれば、みずほ証券は金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第36条及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号。その後の改訂を含みます。）第70条の4の定めに従い、みずほ証券におけるフィナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署と千葉興業銀行の株式を所有する同社の別部署間、並びにみずほ証券とみずほ銀行及びみずほ信託銀行間において、情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を講じているとのことであり、これらの措置により、みずほ証券は、千葉興業銀行の株主の地位としてのみずほ証券、みずほ銀行及びみずほ信託銀行の株主の地位とは独立した立場で株式移転比率の算定を行っているとのことです。千葉興業銀行は、みずほ証券の社内、並びにみずほ証券とみずほ銀行及びみずほ信託銀行間において適切な弊害防止措置が講じられていることから、みずほ証券を両行から独立した第三者算定機関として選定いたしました。

なお、本株式移転に係るみずほ証券に対する報酬には、本株式移転の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、千葉興業銀行は、同種事案における一般的な実務慣行を勘案すれば、本株式移転の完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記報酬体系によりみずほ証券を第三者算定機関として選定しております。

（イ）算定の概要

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、千葉銀行は三菱UFJモルガン・スタンレー証券を第三者算定機関として起用し、また、千葉興業銀行はみずほ証券を第三者算定機関として起用し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、両行について、両行の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両行には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、配当割引モデルによる分析（以下「DDM分析」といいます。）による算定を行いました。

市場株価分析については、2026年3月24日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

DDM分析における価値算定の際には、両行が算定目的で使用することを了承した、両行の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、両行に対する

デュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。

なお、三菱UFJモルガン・スタンレー証券がDDM分析の算定の前提とした千葉興業銀行の財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2028年3月期において貸出金利息の上昇を見込んでおり、これに伴って親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な増益となることを見込んでおります。また、千葉銀行の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれておりません。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、千葉銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、千葉興業銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定結果
1	市場株価分析	0.98～1.02
2	類似企業比較分析	0.73～1.18
3	DDM分析	0.74～1.29

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる株式移転比率の分析は、千葉銀行の参考に資するために千葉銀行に宛てたものです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、千葉銀行又は千葉興業銀行の株主その他の者に対して、本株式移転への賛同を構成するものでなく、並びに株式の譲渡及び譲受、議決権の行使等の株主権行使、本株式移転に対する同意・その他の関連する事項について意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率の分析・算定に際し、既に公開されている情報又は千葉銀行若しくは千葉興業銀行によって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性あるいは完全性につき独自の検証を行っておりません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、両行の将来の財務状況に関する提供された時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するよう、両行の経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、法務、会計、税務に関するアドバイザーではありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は本株式移転に関連して千葉銀行のフィナンシャル・アドバイザーを務め、法務、会計、税務に関する問題については独自の検証を行うことなく、千葉銀行及び千葉銀行の法務、会計、税務アドバイザーによる判断に依拠しています。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、千葉銀行、千葉興業銀行及びそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、株式移転比率算定書の算定基準日現在における経済、金融、市場、その他の状況を前提としており、かつ、同基準日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同基準日以降に発生する事象が三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び株式移転比率算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三

菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率算定書及び分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。加えて、株式移転比率算定書の作成及びその基となる分析は、複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、千葉銀行又は千葉興業銀行の実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

みずほ証券は、両行の株式移転比率について、両行が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法による算定を行い、さらに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属するキャッシュフローを資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、千葉銀行の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、千葉興業銀行の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価基準法	0.98～1.02
2	類似企業比較法	0.81～1.25
3	DDM法	0.74～1.57

市場株価基準法においては、2026年3月24日を基準日として、東京証券取引所における当該基準日の株価終値並びに当該基準日から遡る過去1か月間、過去3か月間及び過去6か月間の各期間の株価終値単純平均値に基づき株式移転比率を算定いたしました。

なお、みずほ証券がDDM法において使用した算定の基礎となる千葉興業銀行の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2028年3月期において貸出金利息の上昇を見込んでおり、これに伴って親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な増益となることを見込んでおります。また、千葉銀行の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでいない事業年度が含まれておりません。

みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、これらの資料及び情報について独自にその正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、みずほ証券は、両行及びそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。みずほ証券は、提供された両行それぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両行それぞれの経営陣

による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としております。

②第2回第六種優先株式

第2回第六種優先株式の株式移転比率については、以下のような第2回第六種優先株式の内容等を踏まえ、みずほ証券からの助言を得ながら両行間で慎重に交渉・協議を重ねて決定したものであり、千葉興業銀行は、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

第2回第六種優先株式は2027年10月1日以降、千葉興業銀行の取締役会が別に定める日が到来したときは、金銭を対価とする取引条件に従い、千葉興業銀行が第2回第六種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされており、この場合、千葉興業銀行は、かかる第2回第六種優先株式を取得するのと引換えに第2回第六種優先株式1株につき、第2回第六種優先株式の払込金額相当額（20,000円）（但し、第2回第六種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されます。）に経過第2回第六種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付するものと定められております。また、2027年3月31日を基準日とした第2回第六種優先株式の期末配当金（1株当たり300円）については、当該基準日の株主名簿に記載又は記録された第2回第六種優先株式を有する最終の株主、又は第2回第六種優先株式の信託受託者若しくは登録株式質権者に対して、本株式移転の効力発生日後である2027年6月下旬に期末配当金として別途支払われる予定です。

③第2回第七種優先株式

第2回第七種優先株式の株式移転比率については、以下のような第2回第七種優先株式の内容等を踏まえ、みずほ証券からの助言を得ながら両行間で慎重に交渉・協議を重ねて決定したものであり、千葉興業銀行は、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

第2回第七種優先株式は2027年10月1日以降、千葉興業銀行の取締役会が別に定める日が到来したときは、金銭を対価とする取引条件に従い、千葉興業銀行が第2回第七種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされており、この場合、千葉興業銀行は、かかる第2回第七種優先株式を取得するのと引換えに第2回第七種優先株式1株につき、第2回第七種優先株式の払込金額相当額（500,000円）（但し、第2回第七種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されます。）に経過第2回第七種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付するものと定められております。また、2027年3月31日を基準日とした第2回第七種優先株式の期末配当金（1株当たり9,000円）については、当該基準日の株主名簿に記載又は記録された第2回第七種優先株式を有する最終の株主、又は第2回第七種優先株式の信託受託者若しくは登録株式質権者に対して、本株式移転の効力発生日後である2027年6月下旬に期末配当金として別途支払われる予定です。

(3) 共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

両行は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）申請を行う予定です。上場日は共同持株会社の設立登記日である2027年4月1日を予定しております。

また、両行は、本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2027年3月30日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。なお、共同持株会社の株式上場日及び両行の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

(4) 公正性を担保するための措置

千葉銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

①独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

千葉銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記3.(1)「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、両行から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、千葉銀行は、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び助言を参考として千葉興業銀行と交渉・協議を行い、上記2.(3)「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを、本日開催の取締役会において決議いたしました。

②独立した法律事務所からの助言

千葉銀行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、千葉銀行の意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続きに関する法的助言(役員の善管注意義務に関する法的助言を含む。)を受けております。なお、長島・大野・常松法律事務所は、両行の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

一方、千葉興業銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

①独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

千葉興業銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記3.(1)「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、両行から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を起用し、みずほ証券は、本株式移転における株式移転比率に関する交渉及び協議に用いるために、その財務的分析及び算定を行いました。千葉興業銀行は、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券の分析及び助言を参考として千葉銀行と交渉・協議を行い、上記2.(3)「本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを、本日開催された取締役会において決議いたしました。

②独立した法律事務所からの助言

千葉興業銀行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所・外国法

共同事業から、千葉興業銀行の意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続きに関する法的助言（役員の善管注意義務に関する法的助言を含む。）を受けております。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、千葉銀行と千葉興業銀行との間には特段の利益相反関係は存しないことから、特別な措置は講じておりません。

4. 本株式移転の当事会社の概要

(1) 会社概要（2025年9月末時点。特記しているものを除く。）

名称	千葉銀行		千葉興業銀行	
所在地	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号		千葉県千葉市美浜区幸町2丁目1番2号	
代表者の役職・氏名	取締役頭取 米本 努		取締役頭取 梅田 仁司	
事業内容	普通銀行業務		普通銀行業務	
資本金	1,450億円		621億円	
設立年月日	1943年3月31日		1952年1月18日	
発行済株式数	805,521,087株		普通株式62,222,045株 優先株式2,287,233株 (2025年10月20日時点)	
決算期	3月31日		3月31日	
総資産（連結）	20兆9,436億円		3兆3,037億円	
純資産（連結）	1兆2,316億円		1,860億円	
預金残高（単体）	16兆3,096億円		2兆9,395億円	
貸出金残高（単体）	13兆8,180億円		2兆4,596億円	
従業員数（連結）	4,458人		1,345人	
店舗数（出張所含む） （2025年3月末時点）	国内186店舗、 海外4店舗・2事務所		国内80店舗、 ローンプラザ2か所	
大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14.35%	株式会社千葉銀行	18.97%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5.37%	株式会社みずほ銀行	15.23%
	日本生命保険相互会社	3.79%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8.47%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	3.55%	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	3.30%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	3.30%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL （常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	2.86%
	住友生命保険相互会社	2.58%	坂本飼料株式会社	2.02%
	明治安田生命保険相互会社	2.52%	明治安田生命保険相互会社	1.89%

	第一生命保険株式会社	2.04%	千葉興業銀行行員持株会	1.88%
	損害保険ジャパン株式会社	1.98%	寺田康雄	1.60%
	JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社 みずほ銀行決済営業部)	1.83%	みずほ信託銀行株式会社	1.48%
当事会社間の関係				
	資本関係	千葉銀行は千葉興業銀行の株式11,812,000株(発行済株式総数(自己株式を除く。))の18.97%を所有しています。 また、千葉銀行の完全子会社であるちばぎん証券株式会社が、千葉興業銀行の株式22,520株(発行済株式総数(自己株式を除く。))の0.03%を所有しています。		
	人的関係	該当ありません。		
	取引関係	該当ありません。		
	関連当事者への該当状況	該当ありません。		

(2) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:億円。特記しているものを除く。)

決算期	千葉銀行			千葉興業銀行		
	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期
純資産 (連結)	10,611	11,815	11,451	1,707	1,872	1,747
総資産 (連結)	197,780	213,087	216,312	31,801	32,292	32,468
1株当たり純 資産(円) (連結)	1,464.45	1,651.46	1,618.89	1,964.23	2,279.01	2,247.32
経常収益 (連結)	2,783	3,107	3,621	513	545	569
業務粗利益 (単体)	1,555	1,682	1,865	317	358	323
業務純益 (単体)	730	831	946	81	111	70
コア業務純益 (単体)	930	889	1,034	102	149	122
経常利益 (連結)	869	902	1,075	96	102	106
親会社株主に 帰属する当期 純利益 (連結)	602	624	742	64	74	74
1株当たり当 期純利益 (円) (連結)	82.52	86.53	104.17	92.07	112.62	116.49

1株当たり配 当金(円)	28.00	32.00	40.00	普通株式 5.00 第二種 優先株式 104.00 第2回第六 種優先株式 300.00 第1回第七 種優先株式 900.00 第2回第七 種優先株式 9,000.00	普通株式 10.00 第二種 優先株式 104.00 第2回第六 種優先株式 300.00 第1回第七 種優先株式 900.00 第2回第七 種優先株式 9,000.00	普通株式 10.00 第二種 優先株式 104.00 第2回第六 種優先株式 300.00 第1回第七 種優先株式 900.00 第2回第七 種優先株式 9,000.00
-----------------	-------	-------	-------	---	--	--

5. 本株式移転により新たに設立する会社（共同持株会社）の概要

(1) 名称	株式会社ちばフィナンシャルグループ
(2) 所在地	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号
(3) 機関設計	監査等委員会設置会社
(4) 代表者及び役員の 就任予定	<p>共同持株会社の設立時取締役については、①設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を含む。）の員数を10名（うち、社外取締役を5名）とし、このうち、千葉銀行が8名を、千葉興業銀行が2名を、それぞれ指名すること、及び、②設立時監査等委員である設立時取締役の員数を4名とすることが合意されております。</p> <p>また、上記①の合意に基づき各行が指名する設立時取締役のうちの1名として、千葉銀行は、その取締役頭取である米本努を、千葉興業銀行は、その取締役頭取である梅田仁司を、それぞれ指名することとし、代表取締役社長には千葉銀行の米本努取締役頭取が、代表取締役副社長には千葉興業銀行の梅田仁司取締役頭取が、それぞれ就任することが合意されております。その他の設立時取締役の氏名につきましては、上記に基づき、本株式移転計画書の作成時に決定する予定です。</p>
(5) 事業内容	<p>当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 銀行及び銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理</p> <p>(2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務</p> <p>(3) 前二号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務</p>
(6) 資本金	1,500億円
(7) 決算期	3月31日
(8) 純資産(連結)	未定
(9) 総資産(連結)	未定

(10) 上場証券取引所	東京証券取引所プライム市場
(11) 会計監査人	EY 新日本有限責任監査法人
(12) 株主名簿管理人	みずほ信託銀行

6. 本株式移転に伴う会計処理の概要

本株式移転に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における取得に該当し、パーチェス法が適用される見込みです。また、本株式移転により発生するのれん（又は負ののれん）の金額に関しては、現段階では未定です。

7. 今後の見通し

共同持株会社の業績見通し等につきましては、今後策定予定であり、確定次第お知らせいたします。

8. その他

(1) 本日付千葉銀行の「第 16 次中期経営計画の策定について」の公表

千葉銀行は本日付で「第 16 次中期経営計画の策定について」を公表し、2027 年 3 月期から 2029 年 3 月期までの 3 か年を対象とした中期経営計画を策定しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(2) 本日付千葉銀行の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」の公表

千葉銀行が本日付で公表した「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」に記載のとおり、自己株式取得に係る事項（取得する株式の種類：普通株式、取得する株式の総数：10,000,000 株（上限）、株式の取得価額の総額：150 億円（上限）、取得期間：2026 年 4 月 1 日～2026 年 6 月 30 日）について決議しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(3) 本日付千葉興業銀行の「第二種優先株式、第 2 回第六種優先株式及び第 2 回第七種優先株式についての自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」の公表

千葉興業銀行が本日付で公表した「第二種優先株式、第 2 回第六種優先株式及び第 2 回第七種優先株式についての自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」に記載のとおり、第二種優先株式、第 2 回第六種優先株式及び第 2 回第七種優先株式につき、自己株式取得に係る事項について決議しております。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(4) 本株式移転実行の前提条件

本株式移転の実行は、両行の株主総会において本株式移転計画書及び本株式移転に必要な事項の承認が得られること、千葉興業銀行の普通株主による種類株主総会において本株式移転計画書及び本株式移転に必要な事項の承認が得られていること、本株式移転を行うにあたり必要となる関係当局の許認可等が得られていること、及び本株式移転計画書の定めに基づき本株式移転が中止されていないことを前提としています。

本株式移転が実行される場合、両行の株主に対し、共同持株会社の株式が交付されることとなります。1933年米国証券法に基づき、本経営統合について、両行がForm F-4登録届出書をSECに提出することが予定されています。特に米国在住の両行の株主におかれましては、本プレスリリースの末尾に詳細が記載されておりますので、ご参照ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

千葉銀行経営企画部 TEL043-245-1111

千葉興業銀行経営企画部 TEL043-243-2111

【米国証券法について】

両行は、本経営統合が行われる場合、それに伴い、Form F-4 による登録届出書を SEC に提出することを予定しています。Form F-4 を提出することになった場合、Form F-4 には、目論見書 (prospectus) 及びその他の文書が含まれることとなります。Form F-4 が提出され、その効力が発生した場合、本経営統合を承認するための議決権行使が行われる予定である株主総会の開催日前に、Form F-4 の一部として提出された目論見書が、両行の米国株主に対し発送される予定です。Form F-4 を提出することになった場合、提出される Form F-4 及び目論見書には、両行に関する情報、本経営統合及びその他の関連情報などの重要な情報が含まれます。かかる目論見書が配布される米国株主におかれましては、株主総会において本経営統合について議決権を行使される前に、本経営統合に関連して SEC に提出予定の Form F-4、目論見書及びその他の文書を注意してお読みになるようお願いいたします。本経営統合に関連して SEC に提出される全ての書類は、提出後に SEC のホームページ (www.sec.gov) にて無料で公開されます。なお、かかる資料につきましては、お申し込みに基づき、無料で提供いたします。送付のお申し込みは、前頁記載の連絡先にて承ります。

将来見通しに関する注意事項

本書類には、上記の両行の間の経営統合及びその結果に係る将来見通しに関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述は、「見込みます」、「目指します」、「します」、「リスク」、「可能性」若しくはこれらと同様の表現、又は戦略、目標、計画、意図などに関する説明という形で示されています。様々な要因に影響を受けて、両行の実際の業績は本書面に述べられている将来に関する記述と大きく異なってくる可能性があります。

両行は、本書類の日付後において、将来見通しに関する記述を更新して公表する義務を負うものではありません。投資家の皆様におかれましては、今後の日本国内における公表及び SEC への届出において両行（又は統合後のグループ）の行う開示をご参照ください。

なお、上記のリスク、不確実性及びその他の要因の例としては、以下が含まれますが、以下に限定されるものではありません。

- 本経営統合に必要な株主総会の承認が得られないこと
- 本経営統合に必要とされる許認可が得られないこと、又はその他本経営統合の完了の条件が充足されないこと
- 両行に適用される法制度、会計基準又は経営環境の変化が及ぼす影響
- 両行の事業戦略を実行する上での課題
- 金融市場の不安定性を含む一般的経済状況又は業界状況の変化が及ぼす影響
- 本経営統合の遂行に関するその他のリスク

株式会社千葉銀行と株式会社千葉興業銀行の 経営統合に関する最終合意について

2026年3月25日

株式会社ちばフィナンシャルグループ
Chiba Financial Group, Inc.



ちばきん



ちば興銀

1.	持株会社の概要	2
2.	ちばフィナンシャルグループの組織・運営体制	3
3.	統合の形態および今後のスケジュール	4
4.	経営統合の目的、目指す姿	5
5.	新金融グループの経営戦略	6
6.	お客さま向け：お客さまとのつながり × 価値提供	7
7.	地域向け：地域活性化、地域への貢献	8
8.	従業員向け：人的資本経営高度化、エンゲージメント向上	9
9.	シナジー施策効果	10
10.	ステークホルダーにとっての価値向上サイクルの実現	11

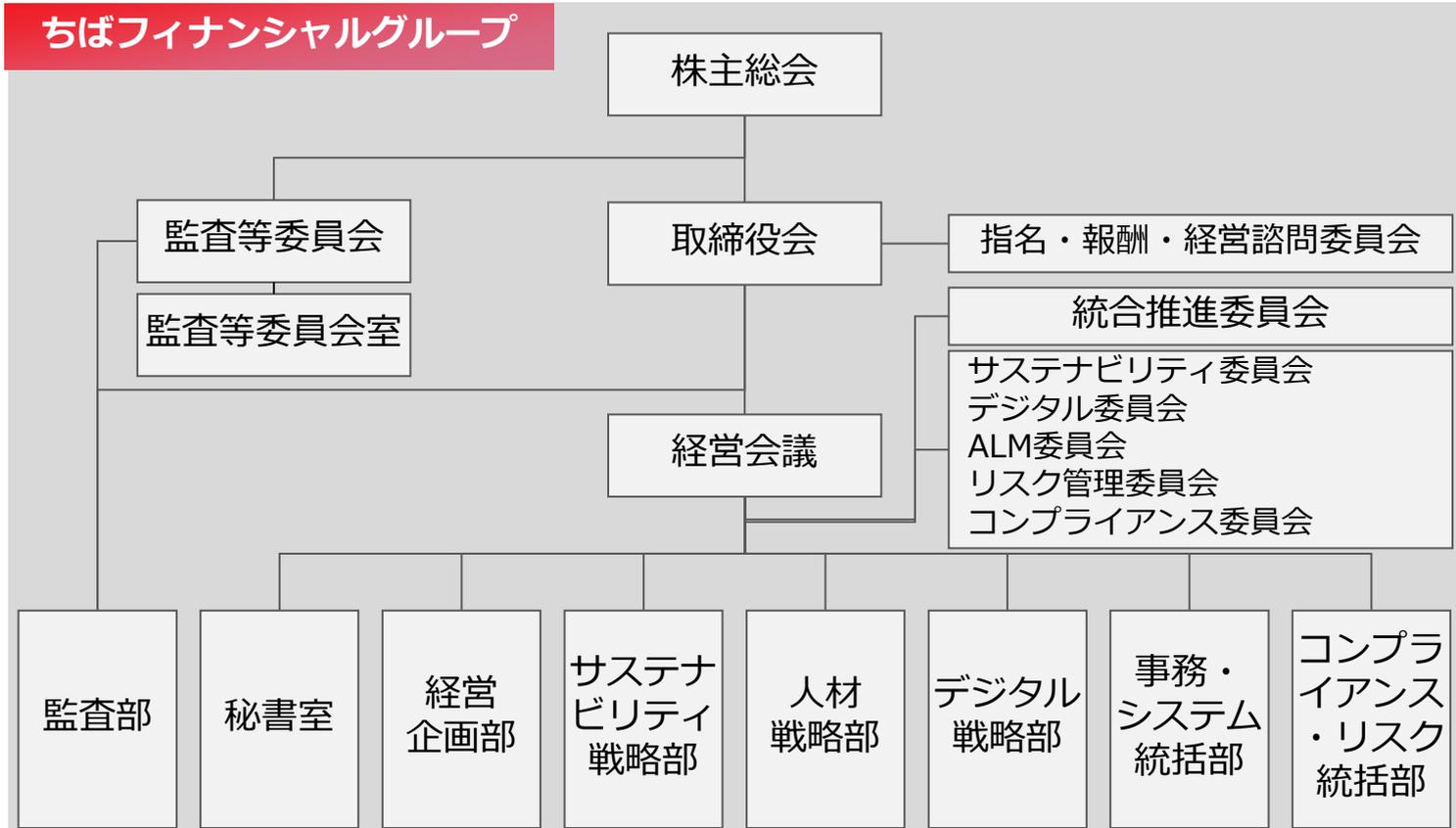
株式会社ちばフィナンシャルグループ (英文) Chiba Financial Group, Inc.

本店所在地	千葉県千葉市中央区千葉港 1 - 2
代表者および取締役 (予定者)	代表取締役社長 : 米本 努 (現 千葉銀行 取締役頭取) 代表取締役副社長 : 梅田 仁司 (現 千葉興業銀行 取締役頭取) (取締役は代表者を含め当初10名、うち5名を社外より選任予定)
機関	監査等委員会設置会社
資本金	1,500億円
設立日	2027年4月1日 (予定)
決算期	3月31日
上場証券取引所	東京証券取引所プライム市場 (予定)

ちばフィナンシャルグループの経営体制図

持株会社の機能 ・子銀行との役割分担のポイント

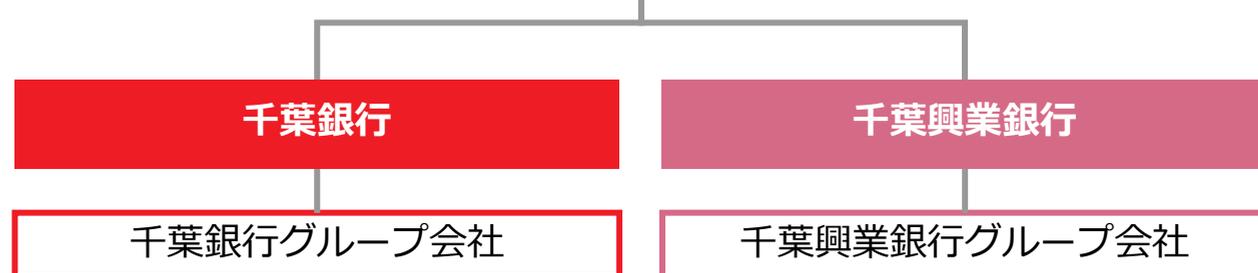
持株会社



経営資源の共有・全体最適による効率化

- 人材の戦略的配置、育成の高度化
- 効率的な投資配分・経費支出
(DX・AI投資拡充、マーケティング強化)
- 二線・三線業務、事務・システム業務の共同化
(AML・サイバーセキュリティ対策等のリスク管理高度化、レジリエンス強化)
- 新事業創出
- サステナビリティ経営の推進

子会社

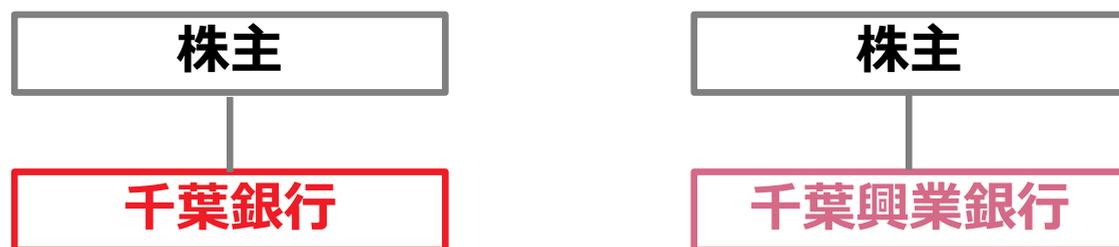


お客さまや地域にこれまで以上の顧客体験を提供

- 提供する商品・サービスの高度化
- リアル・リモート・デジタルチャネルの拡充

統合の形態および今後のスケジュール

経営統合前



経営統合後



- 本経営統合は共同株式移転方式によるものとする。

日程	イベント
2026年3月25日 (本日)	経営統合に関する最終合意
2026年9月30日 (予定)	株式移転計画書の策定
2026年12月23日 (予定)	両行臨時株主総会開催 ※基準日2026年9月30日
2027年3月30日 (予定)	両行株式上場廃止
2027年4月1日 (予定)	本持株会社設立（効力発生日）及び株式上場

株式移転の方式

- 両行を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転

株式移転比率※

- 1 : 1
- 千葉銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を、千葉興業銀行の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当交付する

※株式移転比率の算定にあたって公正性を確保するため、両行から独立した第三者算定機関（千葉銀行：三菱UFJモルガン・スタンレー証券、千葉興業銀行：みずほ証券）に株式移転比率の分析を依頼し、当該分析結果を参考に、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通しなどの要因を総合的に勘案した上、両行で慎重に交渉・協議を重ね、株式移転比率について合意・決定しました。

パーパス（存在意義）

一人ひとりの思いを、もっと実現できる
地域社会にする



パーパス（存在意義）

いちばん近くで、いちばん先まで。
千のしあわせを、興そう。



「信頼と尊重の2ブランド」による地域金融力の強化

お互いが築き上げてきた価値観やステークホルダーとのリレーションを信頼・尊重しつつ、
地域における両行の役割発揮を高め合うことにより、ともに地域金融力を強化する

経営統合の背景

- 地域社会のニーズや解決すべき課題の多様化・複雑化
- 「金利ある世界」の到来などにより、金融分野における競争が一層激化
- 金融犯罪対策やサイバーセキュリティ対策、対量子暗号対応等のレジリエンス強化の重要性の高まり

経営統合の目的

- 地域金融力を強化し、地域活性化・地域の持続的成長に貢献
- お客さまや地域にこれまで以上の顧客体験を提供
商品・サービスを高度化するとともに、充実したリアル・リモート・デジタルチャネルを構築
- 経営資源の共有・全体最適による効率化
人材・投資・経費、事務・システム、リスク管理など、各領域の共通化・高度化

持続可能な地域社会の実現

地域金融機能強化
の3つの柱

DX・AI活用強化

- システム共同化による高度なサービス提供
- データ、AI活用による一人ひとりにあったきめ細かい提案
- DX・AIコンサルによる地域の生産性向上

価値創造力の強化

- 地域のお客さま・事業者を、金融により深く結びつけ、域内経済を活性化
- 便利で使いやすい期待を超えるサービスの継続的な創出

人的資本経営の高度化

- グループ一体での育成投資の強化による人材の質的向上
- 人材ポートフォリオの最適化を通じたお客さまへの提供価値の最大化
- 本部機能共通化による専門性の高い人材の拡充

地域金融機能強化を
支える2つの基盤

2ブランドの営業基盤の活用

- これまで両行が培ったお客さまとのリレーションのさらなる深化
- 両行のネットワークやチャネルの活用による顧客接点の増加
- 両行のノウハウを掛け合わせた商品ラインナップやソリューションメニューの拡充

業務共通化による共同基盤の構築

- グループとしての生産性向上に向けた、事務・業務の徹底的な共同化によるコスト抑制
- 人的リソースのフロントへのシフトによるお客さま接点の増加
- 専門的知見の共有によるレジリエンス強化

2ブランドによる
お客さまとのつながり

3つの柱を通じた
価値提供の最大化



2ブランドの合算

● 県内シェア

預金 34% 貸出金 52%

● 拠点数・来店客数

274か店 17千人/日

● アプリ

登録者数 1日あたり利用者
160万人 250千人/日

DX・AI活用

- ・グループ全体でのデジタル・リモートチャネルの拡充により、さらに便利になる
- ・マーケティング高度化により、適時適切なタイミングで様々な提案を受けられる

価値創造力の強化

- ・暮らしに密着した便利で使いやすい金融サービスを広く利用できる
- ・金融にとらわれない新たなサービスの創出により、暮らしが豊かになる

人的資本経営の高度化

- ・職員のスキルアップや最適配置により、これまで以上にニーズにあった提案を受けられる
- ・専門性の高い人材の拡充により、高度なソリューション提供を受けることができる

多様で充実した接点

最高の
顧客体験の
創造

より深い価値の提供

※県内シェア：(出所)金融ジャーナル「金融マップ 2025年版」(2025年3月末)
拠点数：2025年3月末時点 アプリ登録者数：2026年2月末時点
来店客数・アプリ1日あたり利用者：2026年2月平均

地域の持続的な経済成長

地方の
活力低下

社会
インフラ
の老朽化

少子高齢
化の進展

環境問題
の深刻化

労働力
人口の
減少

企業の
後継者
不在

地域課題の解決

DX

- アプリ活用を通じた利便性向上
- キャッシュレス決済の普及を通じた業務効率化・売上向上支援
- 自治体のDX化の促進

GX

- 再生可能エネルギーの供給
- 資金供給を通じた社会・環境問題の解決支援

WX

- 経営承継アドバイザー等を通じた事業継続・成長支援
- 人材マッチングを通じた人手不足対応支援



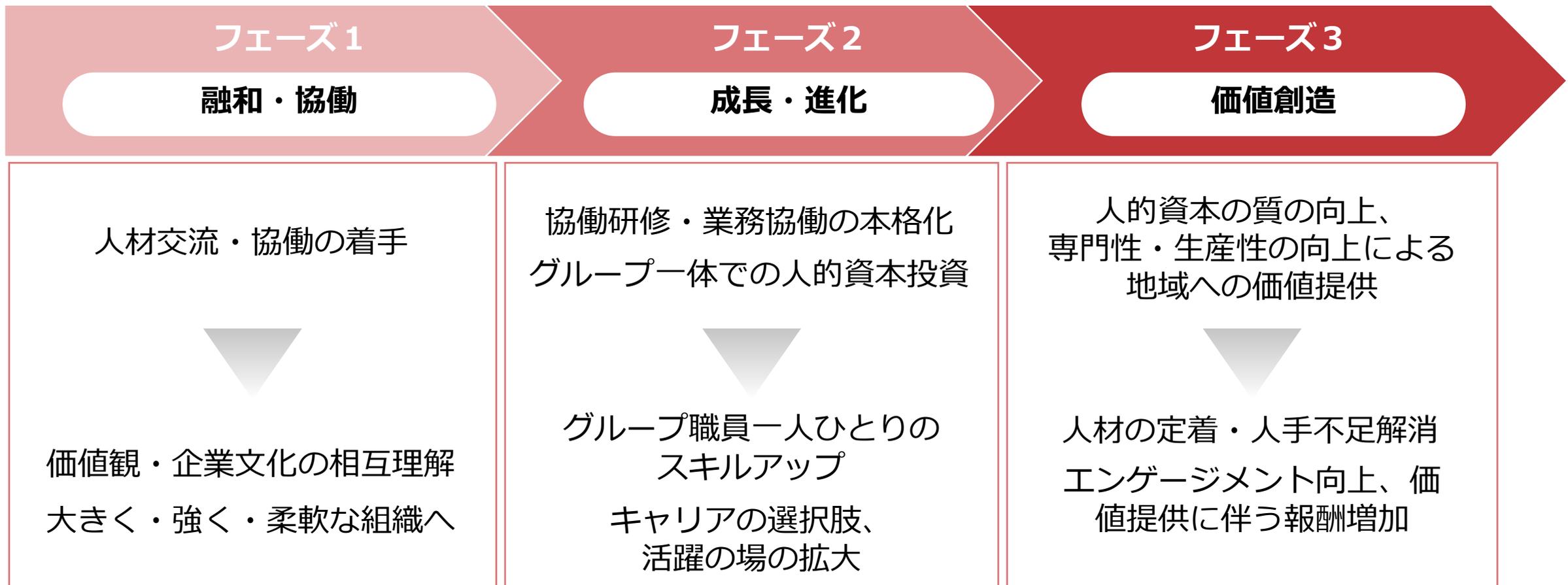
ちばぎん



ちば興銀



両行独自の人材戦略は継続しつつ、段階的にグループ体での人的資本経営を強化



業務純益ベースで2年後単年40~60億円、5年後120~160億円のシナジーを創出

主なシナジー施策

トップラインシナジー施策

- ・ 県内の大型開発等における協業
- ・ ストラクチャー等の専門性が高い分野における協働活動による貸出残高増強
- ・ 新事業領域の共同での取り組み
- ・ 商品の共同開発、ノウハウの共有等による非ファイナンス収益の増強

コストシナジー施策

- ・ 本部業務合理化による人員の成長エリアへの再配置
- ・ 共同化業務拡大・共同購買によるコスト削減

目標とする経営指標 (2028年度)	水準
連結ROE (純資産ベース)	11%程度
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,400億円以上
連結普通株式等Tier 1 比率※	10.5~11.5%
連結OHR	40%程度

※バーゼルⅢ最終化完全実施ベース (有価証券評価差額金除き)

+システム統合効果
(2サイクル16年合計)

目指すシナジー効果額
+900億円

基幹系システムの統合に向けて検討中
経営統合の効力発生日までに方向性決定

2028年度
シナジー効果額
40~60億円

2031年度
シナジー効果額
120~160億円

- ・ トップラインシナジー
- ・ コストシナジー

2ブランドによる営業基盤の活用

業務共通化による共同基盤構築

※2027年4月にちばフィナンシャルグループの中期経営計画を発表予定であり、上記内容の詳細については、当該計画内で改めて開示予定



お客さま

期待を超える多様な顧客体験の創造

- 両行グループのナレッジ融合による、多様な商品・サービスの提供
- 店舗・ATM等の相互利用による「リアル・リモート・デジタル」チャンネルの最適化、利便性の高いデジタルサービスによる顧客体験を革新
- バックオフィス業務の効率化、営業体制の強化による対面での顧客接点の増加
- 資本余力の拡充を通じた金融仲介機能の強化による付加価値の提供



地域

地域の発展を支える持続的なソリューション

- DX・GX・WX支援により地域課題解決を実現
- 「成長企業誘致」や「事業承継・M&Aの強化」による地域雇用の維持・拡大
- 両行グループ共同によるキャッシュレス事業展開により、地域循環を加速
- 両行グループによるスポーツ、文化、芸術の地域プロモーション活動による地域の魅力向上

ちばフィナンシャルグループ



従業員

従業員満足と多様なキャリア成長の実現

- 持続的な処遇改善と福利厚生拡充によるエンゲージメント向上
- キャリア形成支援や多彩な選択肢の提供等による自己実現のサポート
- 地域でのプレゼンス向上による安心して働ける職場環境の実現
- AIの活用を積極的に進め、生産性の飛躍的向上による最高の顧客体験と人的資源の拡張を実現



株主

期待に応え続ける企業価値向上・還元の実現

- シナジーによる収益力強化とコスト改善を通じた、持続的な企業価値向上
- ROE、EPSの向上による株価上昇および安定的な株主還元の実現

Appendix

経営統合のメリットを享受し、デメリットを最小化するための2ブランドでの経営統合

経営統合の メリット

スケールメリット

収益機会の拡大

重複業務の削減

ノウハウ・人財の共有

経営統合に おける懸念点

統合作業の負担

お客さまの不安

意思決定の複雑化

従業員の不安

業務共通化による共同基盤の構築

- メリットを享受するため、事務や業務は徹底的に共同化
- それにより生まれたリソースをお客さまへの価値創造に振り向ける

2ブランドの営業基盤の活用

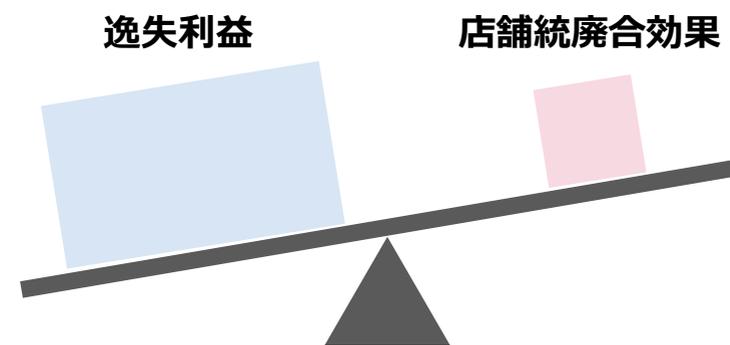
- 経営統合による懸念点を解消するために今まで培ってきた両行のブランドによる経営を継続
- あわせて両行の強みを結集してお客さまに最高の顧客体験を提供

店舗網の維持効果

定性面

- お客さまの利便性維持・向上によるリレーションの深化
- お客さまとのリレーションの深化を通じた預貸金確保

定量面



- 店舗統廃合による預貸金の流出による逸失利益が、統廃合によるコスト削減額を上回る（全店ベースでの逸失利益は統廃合効果の2倍程度）

5年後に収益シナジーで80~110億円、コストシナジーで40~50億円を計画

収益シナジー

2年後：20~30億円

5年後：80~110億円

【ファイナンス系施策】

- 県内の大型開発等における協業
- 相互顧客紹介による取引拡大、両行による顧客支援
- ストラクチャー等の専門性が高い分野における協働活動

【非ファイナンス系施策】

- 新事業領域の共同での取り組み
- 商品の共同開発、ノウハウの共有等による非ファイナンス収益の増強

コストシナジー

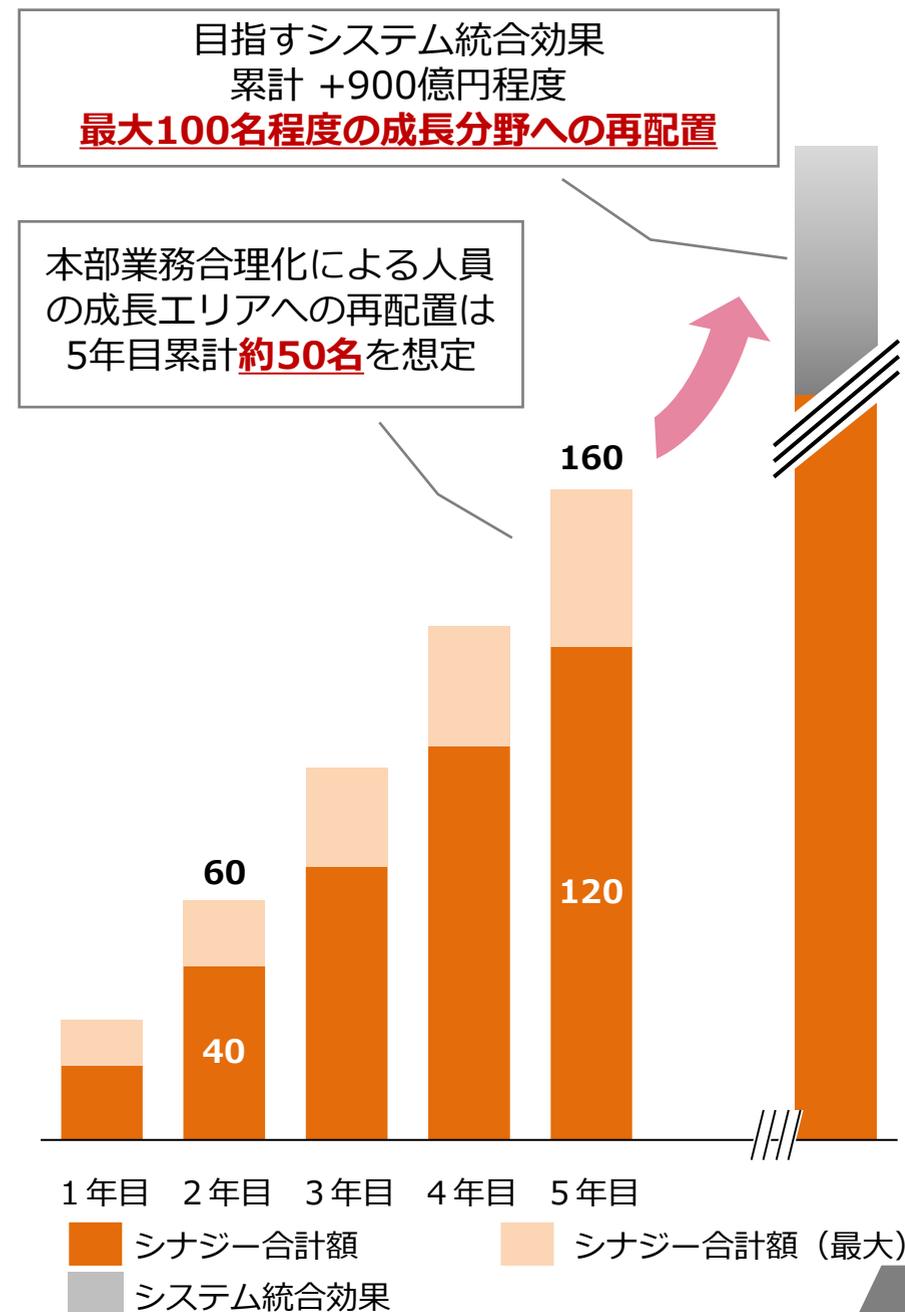
2年後：20~30億円

5年後：40~50億円

- 本部業務合理化による人員の成長分野・エリアへの再配置
- 共同化業務拡大・共同購買によるコスト削減
- ノウハウ共有（DX・AI等）による業務効率化・省力化

各年度のシナジー推移

(単位：億円)



本最終合意以降、統合後は両行が組織一丸となるため、融和・協働に向けた取組みに着手

経営層

- 両行頭取を含む経営層から、経営統合を通じたお客さまや地域等への貢献や両行の融和等について、力強いメッセージを発信

統合リーダー（仮称）

- 両行それぞれに設置する統合リーダー（仮称）が、現場と経営層との橋渡し役となり、経営統合を推進

従業員

- 両行従業員が、それぞれの現場の状況等を踏まえて、両行の融和や協働に係る取組みを主体的に提案

様々な取組みを検討

合同部店長
説明会

フォーラム等
交流イベント

地域イベント
共同開催

アイデアピッチ
コンテスト